障害福祉関係 支援者用

ひまわり収集マニュアル

第2版

神戸市

令和4年4月

ひまわり収集に関するマニュアル

	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
1	ひまわり収集について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
2	申込みから収集開始までの手続きの流れ(フロー図)・・・・・・・・・ 4	
3	申込みから収集開始までの手続きの流れ(詳細)・・・・・・・・・・ 5	
4	申込事前確認、申込兼収集確認時の提出書類 ・・・・・・・・・・ 9	
	1) 申込事前確認書 ・・・・・・・・・・・・・・・9	
	2) 申込事前確認書(記入例) ・・・・・・・・・・・・・10)
	3) 申込書兼収集確認書・・・・・・・・・・・・・・・・11	1
5	変更、中止(休止)の手続きの流れ・・・・・・・・・・・ 12	2
6	変更、中止(休止)時の提出書類・・・・・・・・・・・・・ 13	3

はじめに~持続可能なごみ出し支援のために~

今後、超高齢社会の進展に伴い、ごみ出しに困る高齢者等が増加していくことが予測されるが、超高齢社会にあっては、市民が地域福祉を担う主体として、ともに助け合いながら、市、事業者等と協働して地域社会を支えていく必要がいっそう高まっている。

その中で、神戸市環境局では、地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力が得られず、 クリーンステーションまで自らごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等に対して、 市民福祉サービスの補完として、玄関先までごみ収集に伺い、また福祉関係者との連携のも と、補助的に安否確認を行う「ひまわり収集」を実施することにより、安心で暮らしやすい まちづくりの一助としている。

将来にわたって安定的にごみ出しの支援を行うためには、①ごみ出しをご自身や親族で行う「自助」、②地域でのつながりの中で互いに助け合う「互助」、③介護保険・障害福祉やNPO等のサービスを利用する「共助」等によることを基本とし、④これらにより対応できない方を最小限の「公助」として、「ひまわり収集」をご利用いただく必要がある。

当マニュアルは、「ひまわり収集」の利用に当たり、障害福祉関係事業者等(以下、※支援者)の皆様にご協力いただきたい事項等について、まとめたものである。

障がい者から、ごみ出し支援の相談を受けた際は、本マニュアルを必ずご活用いただきたい。

※支援者

ひまわり収集は、利用にあたって介護保険サービスや障害福祉サービスで、ごみ出し支援を受けることができないかの確認が必要であることや、収集時にごみが出ていない場合の安否確認のために、介護事業者や障害福祉事業者等の支援者と連携して実施している。

具体的には、「ひまわり収集」利用希望者の申込み時のごみ出しが困難な状況の確認や、 利用希望者本人との面談への同席、ごみ出しの排出が無い場合等の連絡窓口として連携させていただいている。

高齢者・障がい者等が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー・相談支援専門員・ケースワーカー・障害福祉サービス提供事業者等の皆様には支援者としてご協力いただきたい。

1 ひまわり収集について

O 目的

地域や身近な人、親族等の協力が得られず、クリーンステーションまでごみを持ち出す ことが困難となっている高齢者や障がい者等に対して玄関先まで伺い、ごみ出しの支援を 行うとともに、声かけ等による安否確認を併せて行うものである。

〇 対象者

対象者は、次の条件を満たし、要件に該当する者とする。

(1) 条件

以下の自助・互助・共助等により、ごみ集積所までごみを持ち出すことが困難な者

- 「① 自 助:クリーンステーションに自らもしくは親族等によりごみ出しを行う
- ② 互 助:地域や身近な人等にごみ出しの協力を得る
- □ 共助等:介護保険・障害福祉サービスや、NPO等の制度外サービスでごみ出し 支援を受ける

(2)要件

- ・高齢者:65歳以上のひとり暮らしで、要介護1以上の者
- ・障がい者:障がいのある、ひとり暮らしで、障害支援区分1以上の者
- ・その他:上記の要件を満たさないが、要支援認定者等で必要と認める者
- ※同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や虚弱者及び年少者等でごみ をクリーンステーションまで持ち出すことができない場合を含む

〇 収集方法、排出支援方法等(原則)

ごみ種	収集回数	排出袋数	排出場所
燃えるごみ	週1回	指定袋・1袋/回	自宅前
然えるこか	量に応じて週2回*1	量に応じて2袋*1	日石削
容器包装		 指定袋・1袋/回	自宅前
プラスチック		11年表 1 表/ 凹	日七則
缶・びん・		指定袋・1袋/回	自宅前
ペットボトル	申告制	1日尼衣 1 衣/ 凹	日七川
燃えないごみ	(面談時に相談)	指定袋・1袋/回	自宅前
カセットボンベ・		指定する袋・1袋/回	自宅前
スプレー缶		1日に 7 公衣・1 衣/ 凹	日心則
大型ごみ	申告制	_	自宅前※2

- ※1 原則、週1回/1袋とするが、ごみの量が多いなど特段の事情がある場合は、環境局 事業所(以下、「環境局」)と相談のうえ、適宜対応する。
- ※2 屋内からの排出支援を申し出た場合は、環境局と面談等を行ったうえで、第三者の立ち会いのもと収集するものとする。

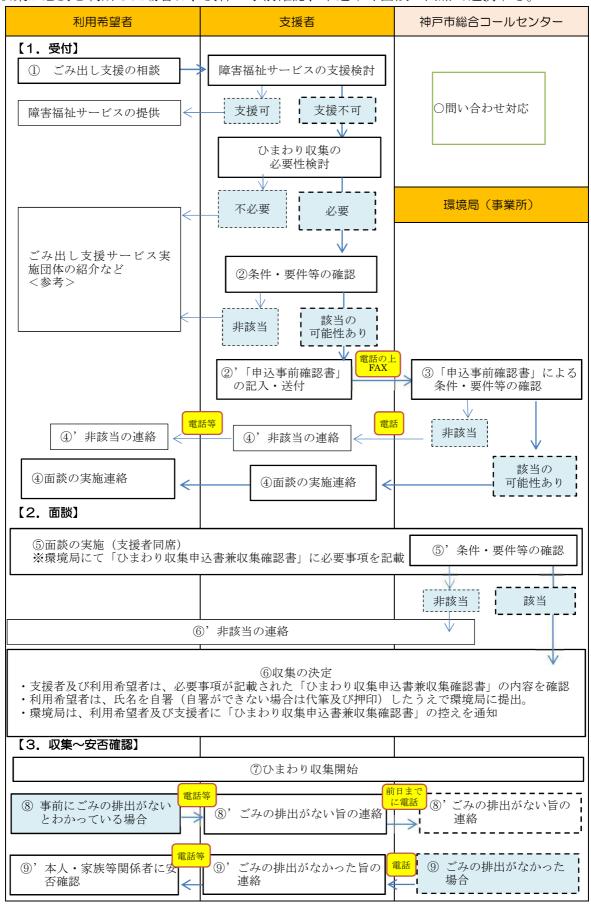
○ ごみの排出がない場合

- ・<u>ごみが排出されていること</u>、声かけに対する返事があること、その他収集不要等の意思 表示が確認できること、のいずれかの方法により、環境局による安否確認を行う。
- ・ごみが排出されていない場合、環境局は支援者に連絡を行う。
- ・連絡を受けた支援者は、必要に応じて本人・家族等関係者に確認後、環境局と今後の収集 について協議する。

2 申込みから収集開始までの手続きの流れ(フロー図)



○支援者は、ごみ出し支援の利用希望者に対して、障害福祉サービスの支援を検討し、ひまわり 収集が必要と判断した場合は、要件の事前確認、申込みや面談の同席で連携する。



3 申込みから収集開始までの手続きの流れ(詳細)

【1. 受付】

① ごみ出し支援の相談

ひまわり収集は、福祉サービスで対応できない方を対象としているため、まずは支援者が障害福祉サービス等で支援が可能かどうかを確認する必要がある。その上で、ごみ出し支援が必要であるものの障害福祉サービスによる支援ができない場合、支援者はひまわり収集による支援が必要か検討する。支援者がひまわり収集の支援が必要と判断した場合は、「②条件・要件等の確認」以下の手続きを行う。(以下の表のとおり対応する)

障害福祉サービスに よる支援の検討	ひまわり収集による 支援の必要性	結果
支援可		障害福祉サービスの提供
支援不可	必要	申込手続き「②条件・要件等の確認」
支援不可	不必要	他支援策もしくは自助等で対応

利用希望者から環境局に直接ひまわり収集の問い合わせがあった場合は、以下のような優先順位で支援者の案内をするので、相談を受けた支援者は前述のとおり確認・検討を行う。

優先順位	事業所による案内先と対応
1. 介護保険サービスを受	ケアマネジャーにごみ出し支援について相談するよう促す。
けている場合	
2. 計画相談支援サービス	相談支援専門員にごみ出し支援について相談するよう促す。
を受けている場合	
3. 福祉サービスを受けて	福祉関係者にごみ出し支援について相談するよう促す。
いる場合	
4. 福祉サービスを受けて	65 歳以上:あんしんすこやかセンターにごみ出し支援につ
いない場合	いて相談するよう促す。
	65 歳未満:区保健福祉部か障害者地域生活支援センターに、
	障害福祉サービスでごみ出し支援を受けることができない
	か相談するよう促す。

② 条件・要件等の確認(支援者)/②'「申込事前確認書」の作成・送付 (支援者)

ひまわり収集による支援が必要と判断した支援者は、以下の点を確認のうえ、「申込事前確認書」を記入し環境局へ提出する。

- □地域や身近な人、親族等でごみ出しの協力が得られないか
- □介護保険・障害福祉サービスや制度外サービスで対応できないか
 - <参考>ごみ出し支援サービスを提供する事業者・団体(制度外サービス)一覧
 - * 神戸市ホームページで『ごみ出し支援』と検索。
- □ごみ出しが困難な身体状況かどうか
 - ・寝たきり、ひとりで外出や買い物に行けない、ごみを持って歩けない など
- □ごみ出しが困難な住居環境・周辺状況かどうか
 - ・クリーンステーションまで遠い、急な坂道・階段がある など

- ※ 「申込事前確認書」への記入にあたっては、個人情報を環境局へ提出することになる ので、事前に利用希望者から同意を得ておくこと。
- ※ 提出にあたっては、FAX等で下記環境局事業所に送付すること。FAX送信前に、 必ず事業所にFAX送信する旨を連絡のうえで行うこと。

なお、FAXの送信等にあたっては、個人情報が多く含まれているため、送信先の誤り 等がないよう、取り扱いは厳格に行うこと。

※ 各事業所の電話番号・FAX 番号

事業所名	電話	FAX	事業所名	電話	FAX
東灘	078-841-0161	078-841-0179	長田	078-652-1441	078-652-1443
灘	078-871-1081	078-871-1083	須磨	078-731-2041	078-731-2043
中央	078-251-3521	078-251-3359	垂水	078-783-0333	078-783-0348
兵庫	078-652-0981	078-652-0983	西	078-961-1414	078-961-1416
北	078-581-0460	078-581-0463			

- * ひまわり収集に関する一般的な問い合わせは、神戸市総合コールセンター(裏表紙参照)まで ※ 「申込事前確認書(障がい者用)」の様式は、神戸市ホームページにある「介護保険、障
 - * 神戸市ホームページで『ひまわり 事業者専用』と検索。

害福祉サービス等事業者専用ホームページ」よりダウンロードすること。

③ 「申込事前確認書」による条件・要件等の確認 (環境局)

環境局は、提出された「申込事前確認書」の内容を確認し、ひまわり収集に該当する可能性があるか非該当なのか判断する。

④ 面談の実施連絡

環境局は、ひまわり収集に該当する可能性があると判断した場合、支援者へ面談を実施する旨の連絡をし、あわせて支援者の同席を依頼する。

支援者は、利用希望者及び環境局と日程を調整する。

(④) 非該当の連絡

環境局は、ひまわり収集に該当しないと判断した場合は、その旨を支援者へ伝える。 支援者は、ひまわり収集に該当しない旨、利用希望者に伝える。

【2. 面談】

⑤ 面談の実施(支援者同席)

支援者は、ひまわり収集の面談に同席する。その際は、要件確認等に必要な書面(障害 福祉サービス受給者証または障害支援区分認定通知書、サービス等利用計画またはセルフ プラン、障害者手帳など)の写しを用意しておくこと。

環境局は、提出された「申込事前確認書」に沿って、ひまわり収集によるごみ出し支援 が必要であるかどうか面談で確認する。

(⑤) 条件・要件等の確認

環境局は、面談にて条件と要件等の確認を行う。

⑥ 収集の決定

ひまわり収集に該当する場合、支援者及び利用希望者は必要事項が記載された「ひまわり収集申込書兼収集確認書」の内容を確認するとともに、利用希望者は氏名を自署(自署

ができない場合は代筆及び押印) したうえで環境局に提出し、環境局は利用希望者及び支援者に「ひまわり収集申込書兼収集確認書」の控えを交付する。

⑥'非該当の連絡

ひまわり収集に該当しないと判断した場合は、原則面談の場で環境局がその旨を支援者と利用希望者に伝える。

【3. 収集~安否確認】

⑦ ひまわり収集開始

環境局は、「ひまわり収集 申込書兼収集確認書」に従って収集する。

(8) 事前にごみの排出がないとわかっている場合((8)')

利用希望者は、ごみの排出がない場合は、必ず前日までに、原則支援者を通じて環境局に連絡すること。

また支援者は、施設への入所・入院等に伴う休止が生じる場合や、転居・死亡等により中止する場合は、環境局に「ひまわり収集 変更・中止(休止)届出書」を必ず提出すること。 (詳細は11・12ページ参照)

⑨ ごみの排出がなかった場合

環境局は、ごみが排出されていなかった場合、原則支援者に連絡を行うこととする。 ⑧の連絡がないことが続いた場合、次回以降の収集を休止する。

⑨'安否確認

連絡を受けた支援者は、必要に応じて本人・家族等関係者に安否確認を行った後、環境局と今後の収集について協議する。なお、安否確認時に支障が無いよう、支援者の連絡先等の変更がある場合は、環境局に「ひまわり収集 変更・中止(休止)届出書」を必ず提出する、こと。(詳細は11・12ページ参照)

【その他 留意事項】

〇 集合住宅

・集合住宅の場合、ひまわり収集の利用及び玄関前等の共用部分にペールを置くことについて、利用希望者等から管理組合・隣保等に事前説明を行い、了承済みであることが必要である。

<オートロックマンションの場合>

- ・オートロックの解除がなくても収集できる場所にペールが設置できること、もしくは利用希望者本人または管理人によるオートロックのロック解除が速やかにできることが必要である。なお、これらの対応について、利用希望者等から管理組合・隣保等に事前説明を行い、了承済みであることが必要である。
- ・ロック解除ができないなどにより収集ができない状況が続いたときは、ひまわり収集を 中止することがある。

〇 収集の中止(休止)

・環境局は、明らかに対象者の条件・要件に欠くと判断した場合、または入院等の長期不在 などによりひまわり収集が必要ないと判断した場合は、原則支援者を通じて連絡をし、 収集を中止する。

〇 再面談·再確認

・環境局は、原則として、介護度等の見直し時期を目処に、概ね1年に1回程度、再面談もしくは電話で、申込書兼収集確認書の記載内容を元に、本人の状況(親族との同居状況など)等の現況確認を行い、ひまわり収集の継続または中止を決定する。

申込事前確認、申込兼収集確認時の提出書類

神戸市環境局 ______ 事業所 送信先

※受付No.	

	7)	まわり収	2集 申込	本事前.	確認書	(障がい者用)		※事業	竹記人懶	
<i>(</i> チェック)	してください		***	_ , , , , ,	- H- H- H-	(14-70 0 1471)	,	令和	年	月	日
		•	共助によ	るごみは	出しが困	難なため、ひまわ	り収集の利用	を希望し	ます。		
口以						用希望者から同意					
支援者	(D 14)						1				
	(名称)						(電話番号)	_	_		
支援者	(住所)										
	(利用希望者との)関係)	(氏名)				(電話番号)				
	サービス排	是供内容	買い物・炉 その他(<u> </u> 次事・掃	帰・洗済	翟・通院介助・同	 引行援護・行動	<u> </u> 加援護・利	 §動支援)		
障害福祉	サービス扱	是供日時	週時間帯	回(月 :	ラ・火・ ~	水・木・金・土	• 目)		<u> </u>		
サービス			(名称)				(電話番号)				
	サービス提	供事業所	(住所)					_			
			(11)								
利用希望者 「こいがた」											
ふりがな				-							
氏名				分元							
	T·S·	Н		住所 マンション・アパート名							
生年月日	年月	日生(歳)				TEL(_	_)	
障害等級	障害支援区	分(1・:		4 · 5	• 6)	/ 手帳(身体	• 精神 • 療	育)(種	級)	
介護認定	なし	あり	要支	援1・要	更支援2 /	⁄要介護1・要介	護2・要介護:	3・要介護	€4・要:	 介護5	
同居人 の有無	なし	あり	(続柄)	(氏名)			(才)	(要介護度・	障害支援	区分)	
	一戸建て	• 集合	·住宅(ß	皆)						
居住状況	(エレベーター)		あり・	なし		(オートロック)	あり・	なし			
周辺状況	(クリーンステー	ションまでの距	i離)	約	m	(急な階段、坂道)	あり・	なし			
※下記について出来るだけ詳しくご記入ください。											
		口自分で(自助) 口家	関 族で(自		近隣の方で(自治会 証社サービスで(共			くで)	
	:況	今までのご	み出し状況	の上記戍	内容を具体	めに記入してくだ	<u>さい</u>				
		□寝たきり □その他(□難 □]持ち運ひ	困難)	
		ごみ出しが	困難な上記	内容を状	状態像が タ	かるように、具体	的に記入してく	ださい			
	出しが な理由										

※FAXが届きましたら、記載内容を確認させていただき、後日支援者様にご連絡いたします。

いる

いない

ご家族・ご親類の

状況

ご家族や近隣の方などに ごみ出しをサポートしても らえない理由

(続柄)

(住所)

(氏名)

(電話)

記入例

神戸市環境局<u>中央</u>事業所 送信先

×	≪受付№.	
1		
	《事業所記入欄	

ひまわり収集 申込事前確認書(障がい者用)

令和 年 月 日

(チェックしてください)

- ☑ 以下について、自助・互助・共助によるごみ出しが困難なため、ひまわり収集の利用を希望します。

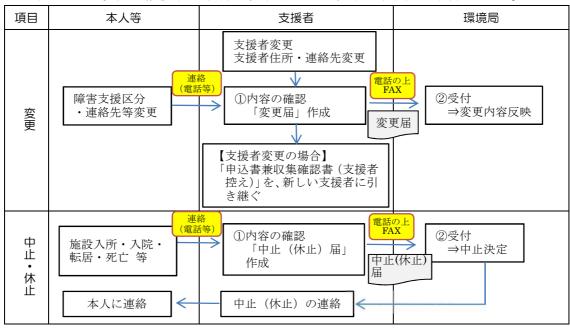
支援者		八十月初りり塚	児回への症	洪にノい	ハ C 、 不切と	#布筆有かり回息を	付しいみり	0		
	(名称)	こうべ	障害者均	也域生	活支援	センター	(電話番号)	078 -000-000		
支援者	(住所)			1	神戸市	中央区加納	町6-5-1			
	(利用希望者との 相談支援		(氏名)		神戸	太郎	(電話番号)	090-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	サービス	是供内容	買い物 / その他(次事(精	洗涤 洗涤	選・通院介助・同行	「援護・行動	加援護 移動支援)		
障害福祉	サービス打		回(月 11:00		〈 · ★ · 金 · 土 · E 15:00	3)				
サービス	サービス提	.供惠業所	(名称)	ヘル	パースラ	ーション区役所	(電話番号)	078 -000-0000		
		八千木川	(住所)			神戸市中央	区雲井通	<u>1</u> 5-1-1		
利用希望者			•	_						
ふりがな	かん	んきょう たろう		-	こうべし ちゅうおうく いそがみどおり					
氏名		境太郎	邽	住所				105 105 105 105 105 105 105 105 105 105		
生年月日	TS)H				マンション・アパート名 さんのみやぶらざ いーすと					
<u> </u>	45 年 4	月 1 日生	E(50 歳)		三三万	宮ブラザEAS	T 3F	TEL (078-595-6076)		
障害等級	障害支援区	分(1・:	2 · 3 (4) 5	• 6)	/ 手帳(身体・	精神 • 療	育)(1種1級)		
介護認定	なし	あり			更支援2 /	⁄要介護1・要介護	2・要介護	3・要介護4・要介護5		
同居人 の有無	なし	あり	(続柄)	(氏名)			(才)	(要介護度·障害支援区分) 		
	一戸建て	・集合	住宅(3	谐)					
居住状況 	(エレベーター)		あり・	なし		(オートロック)	あり・(なし		
周辺状況	(クリーンステー	ションまでの距	i離)	約	30m	(急な階段、坂道)	<u>هل</u> .	なし		
※下記につ	いて出来るだ	け詳しくご訂	己入ください。)						
	ごみ出しの					隣の方で(自治会等 社サービスで(共助				
状	況					めに記入してください	۸,			
						が、亡くなった。	± ∧ /≕ ⁊. பப	1 18-4-1 1451 1		
し【記載例②】・できる時は自ら出していたが、直近●ヶ月は全くごみ出しができていない。 □寝たきり ☑外出困難 ☑持ち運び困難										
							り介助なしで	はごみ出し出来ない。)		
		ごみ出しが困難な上記内容を状態像が分かるように、具体的に記入してください								
	出しが な理由	【記載例①】・宅内でも車いすで生活しており、外出は介助がなければできない状態。障害福祉 サービスは、家事援助等で点数制限になり、ごみ出し支援を受けられない。								
		【記載例②】・半身まひによる歩行困難で、宅内は障害福祉サービスの家事援助でなんとかでき								
			伏態。これま	でごみ出	けをしても	らっていた隣人が引	っ越してしまり	い、他に頼める方がいな		
		い。				-		<u> </u>		
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ご親類の			(続柄)		(氏名)		(電話)		
	に祝母の	いない	いる	(住所)		<u>I</u>				
ご家族も近	<u></u> 隣の方などに	【記載個	<u> </u> ①】・ス <i>ゾ</i> ±	 .が2夕! '	スがマ	 れぞれ東京、海外と遠	まちに早住!・	ている		
ごみ出しをも	ナポートしても					してもの本が、海外では	シバト市圧し	~~~ 0₀		
	い理由	【記載1列	②】・親、兄	おはい。	LU 10					

※FAXが届きましたら、記載内容を確認させていただき、後日担当の支援者様にご連絡いたします。

翻	整理番号				+12	11十七二四年	1	————————————————————————————————————	一种一种	出件いが	6					
ı					წ ე ე	インツ状末	IJ ₩ 	米米米年:	/声/星/	いい白井	ا ا			141	神戸市環境局	司 事業所
受付年月日	令和 年	町	ш	受付担当者				面接年月日	今和	年 月	ш	面接担当者	和			
₩	ふりがな氏名				(生年月日)		4	(年齢)	(住所)		-				(電話番号)	
文後者	(施設名称)					Ψ	(住所)	NA NA			(本人との関係)	系) (氏名)	名)		(電話番号)	1
		障害福祉サ	ا	ス提供状況				障害福祉サ	J	ビス提供事業所				手帳の種類	種類	等級
電 電 地 型 サー ドン	(利用サービス) 買い物 ・ 灰≣ 同行接護 ・ ↑	斯・ 丁動接護	※ ・	・ 洗濯 移動支援	通院介助)	(名称) (住所)							本人の電手等級	身体障害者手帳 精神障害者手帳 擦音手帳		
	(派遣時間)			}		(電話番号)			(その街	その他特記事項)						
同居者	(続柄)			(氏名)				(同居人の要介護度	護度・障害	• 障害支援区分)						
	・一人暮らしラ	又は高齢者、	障が	・一人暮らし又は高齢者、障がい者のみの世帯ですか。	背ですか。			口はい	口いいえ					確認書類	ţ類	
	・障害支援区分の程度は。	みの程度は。						殿区		4 ;			□障害福祉サー₺	ビス受給者証	• 障害支援区	· 障害支援区分認定通知書
面談時	・介護保険の介護度は。	小護度は。 4時の七点、	E S J	・介護保険の介護度は。 、労権をジェルをデューの対土は高にセルナル	+ + + +			要介護 1 2	3 4 5/	/要支援 1	2 / trl	Ć	日本 一次 7 世田 声目		(コプロ) これ	
確認事項	・ 一 ※ 味 へ し 」・ 今 ま で が 近 形	正別のカド手等でごみに	日の日田である。	<u> </u>	られまり <i>が</i> 。 うられた方は	おられますか。	3,5		ロいない				ロッーころ寺村7日 喧害者手帳			
	・ホームヘルパーは来ていますか。	パーは来たい	います	Δ>°				口米ている	□米ていない	3			口介護認定証			
	・玄関前にごろ	ごみを出す場所はあり	所はあ	りますか。				□ \$ \$	口ない				口その街(^
本人以外への連絡先	(続柄)			(氏名)				(住所)					(電話番号)	-	I	
	収集曜日	H	٠ *	· *	· · ·		□ バみが たのお	出ていない状況 名前・午所・雪	兄が続く場合 言話悉号・所	は、チャイなが確認で	ム箏の呼びかまたい旨を知	♪け、もし 1らせるこ	くは支援者・アンがあります	本人以外への近 たお 区保(連絡先・区係 触福祉部へ連	:健福祉部にあな :終する場合は
収集方法	可燃ごみ量	45°%		鉄			ネ 大 以 、 ・	4.20 連絡先令	5 対接者氏名	正が 確認 もち とまる もち こうせん すいかい せんしょく	によがありま) +)))	0 6 6 6 5 5 5	2		· 6 / E
	収集場所	ママーマ	口玄関先から	ら 口その街			図を開業・	中止(休止)に所へ必ず連絡を	7条の状況がいした人ださ	生じた場合い。また、	や、支援者・支援者が支援者がある	魔害福祉 でれる場	サービス欄に3 令は、巻しい3	変更が生じたす 支援者に本書が	場合は、支援を引き継ぐす	者を通じて環境のとしますの
羅							(水)	のかにない。 歯枠部や相当の 自を知らせるに り収集はばみの であらかにめに になっかにめに があります。	じめご丁承ください。 部や担当の民生委員に、あなたのお 知らせることがあります。 集はごみの収集が主な業務であり、 らかじめご丁承ください。 み出しが困難でないと判断した場合 ります。	、 あなたの ・ かなたの ・ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	お名前、住所 、安否確認は 合、または、	(電話番子)(車話番子)(車話番子)(車話番子)(車話番子)(車話番子)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)(車記を記する)	前、住所、電話番号及び、ひまわり収集の決定・変更・中止(休止否確認は補助的に行うものであるため、十分な対応ができない場合または、入院等によりひまわり収集が必要ないと判断した場合は、	たり収集の決り 5ため、十分7 2集が必要ない	応・変更・年 な対応ができ いと判断した	で、あらかじめご丁承ください。 区保健福祉部や担当の民生委員に、あなたのお名前、住所、電話番号及び、ひまわり収集の決定・変更・中止(休止)・再 開した旨を知らせることがあります。 ひまわり収集はごみの収集が主な業務であり、安否確認は補助的に行うものであるため、十分な対応ができない場合があり ますのであらかじめご丁承ください。 明らかにごみ出しが困難でないと判断した場合、または、入院等によりひまわり収集が必要ないと判断した場合は、中止す ることがあります。
上記の内容 (本人任	上記の内容に相違ないこ (本人住所・氏名)	とを確認し	,	ひまわり収集を申込みます	を申込みま	6										
	神戸市			町・通						A	氏名:					印
収集開始日	命	年月		日から	特記事項等											
																(本人控え)

5 変更、中止(休止)の手続きの流れ

ごみが排出されていない等、安否が確認できないときは、環境局から支援者へ連絡することとなっているため、支援者等に変更が生じた場合や、施設入所・入院等によりひまわり収集を必要としない状況が継続する場合は、すみやかに以下の届出を提出すること。



〇 変更届

支援者は、下記の例のように、連絡ができない等の支障がないよう、「ひまわり収集 申込書兼収集確認書」の記載事項に変更がある場合は、変更内容に応じ、「ひまわり収集 変更・中止(休止)届出書」及び必要な書類を提出すること。

なお、支援者が変更される場合は、新しい支援者へ「申込書兼収集確認書」の支援者控えを引き継ぐものとする。

例)障害支援区分の変更(障害福祉サービス受給者証を提出)、本人の連絡先の変更、支援者の連絡先及び担当者等の変更 など

〇 中止(休止)届

支援者は、下記の例のように、ごみの排出がなくなる場合やクリーンステーションまでごみを持ち出すことが可能になった場合は、「ひまわり収集変更・中止(休止)届出書」及び必要な書類を提出すること。

なお、ひまわり収集中止後に、ひまわり収集が必要となった場合は、再度「ひまわり収集申込書兼収集確認書」の提出と面談が必要となる。

- 例)・施設への入院・入所や転居(区内・区外)により、ごみの排出がなくなる場合 (※転居先でも、引き続きひまわり収集を希望する場合は、再度、受付・面談等の手 続きが必要。)
 - ・親族の同居、本人の身体状態の回復など、クリーンステーションまでごみを持ち出 すことが可能になった場合

○ 支援者の届出等の失念が繰り返される場合

支援者の変更届、収集の中止届及び一時的に収集が不要な場合の連絡の失念が繰り返された場合は、理由書の提出が必要な場合がある。

6 変更、中止(休止)時の提出書類

送信先 神戸市環境局_____事業所

ひまわり収集 変更・中止(休止) 届出書(障がい者用)

/ >						/ + + + × ×	令和	年	月	E
(本人)					\neg	(支援者) 施設名		_		
ラリガナ 氏名						支援者氏名				
<u>+</u> +		<u></u>			_					
生年月日(T	·S·H)	年	月	<u>日</u>		連絡先TEL	_			
以下のとお	り届け出	出ます。	支援者のロ	内容に変更、	、収集の中	中止の内容が生じ	こため			
届出内容(C)を付けて	ください)	変更		中止	(休止)				
変更理由 (チェックし てください)	□支援ネロその他 ※変更内3	者 施設·住所·	等級の変更連絡先変更	更 □本人通 更	· 連絡先変更	○□支援者変更)		
中止(休止) 理由	発生日 口入所(施設) 口入院	<u>年</u> ₹ □転周	<u>月</u> 引 □死亡	日 □その [・]	他()		
理田 (チェックしてく ださい)	発生日記	または期間	年	月	日	~ 年	月	日		
【変更内容】	•									
			変更	前			変更後			
障害支援 及び障害										
本人		(電話番号)	_	_		(電話番号)	_	_		
支援者		(施設名)				(施設名)				
		(住所)				(住所)				
		(電話番号)				(電話番号)				
		(支援者氏名)				(支援者氏名)				
			(TEL	_	–)		(TEL		•	
		<「支援者の変	更」の場合	は下記にチェ						
		(名称)	ic. i. E i			(名称)				
障害福祉+ 提供事		(住所)				(住所)				
200 10 4 3 4		(電話番号)	_	_		(電話番号)	_	_		
その	他									

備考 1 この変更届出書は支援者が記入すること。

² 変更の内容に応じ、必要な書類を添付すること。

版数	発行日	改定内容
第1版	令和2年4月1日	初版発行
第2版	令和4年4月1日	「ごみ出し支援サービスを提供する事業者・団体(制度外サービス)一覧」及び「申込事前確認書(障がい者用)の様式」閲覧方法の記載を変更。 「ひまわり収集申込書兼収集確認書」に利用希望者が自署の場合は押印不要に変更。

<ひまわり収集に関する一般的な問い合わせ先>

神戸市総合コールセンター 電話:0570-083330

078-333-3330

受付時間:年中無休 8時~21時

担当:環境局業務課